

文京学院大学教学IRセンター規程

(目的)

第1条 本規程は、文京学院大学（以下、「本学」という。）における教学IRセンター（以下「IRセンター」という。）の業務運営、データ管理、分析報告および倫理規程等に関する必要な事項を定める。

(IRセンターの設置)

第2条 本学における教学IRデータの収集・分析・報告の業務を統括するため、総合研究所内にIRセンターを設置する。

(IRセンターの業務)

第3条 IRセンターは、文京学院大学教学IRデータマネジメント規程第3条に掲げるIR業務を行う。

(IRデータ管理と活用)

第4条 IRセンターは、文京学院大学教学IRデータマネジメント規程に基づき、教学IRデータの適切な管理および活用を行う。

(アクセス管理および権限)

第5条 教学IRデータの閲覧・利用に関する権限は、文京学院大学教学IRデータマネジメント規程に基づき、全学管理責任者または全学副管理責任者の承認の下、全学運用管理者が付与する。

2 IRセンターの職員および関係者は、与えられた権限の範囲内で教学IRデータを適正に利用するものとする。

3 不正アクセスおよび目的外利用は禁止し、違反が発覚した場合は適切な処分を行う。

(データ提供と公開)

第6条 教学IRデータの提供・公開に際しては、次の事項を遵守する。

(1) 公開対象のデータは、個人情報保護法および学校法人文京学院 個人情報の保護に関する規程に準拠するものとする。

(2) 教学IRデータの公開は、全学管理責任者の承認を必要とする。

(3) 機密性の高い情報は、原則として学外へ公開しない。

(倫理規程)

第7条 教学IRデータの収集・管理・分析・活用に際して、次の事項を遵守する。

(1) データの改ざん、虚偽の報告を行わないこと。

(2) 特定の個人や団体に不利益を与える目的でデータを使用しないこと。

(3) 個人情報や機密情報の適切な取り扱いを徹底すること。

(監査)

第8条 IRセンターは、定期的に業務の適正性およびデータ管理状況について監査を受けるものとする。

2 監査の結果、必要な改善が求められた場合、IRセンターは速やかに対応しなければならない。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、大学運営会議の議を経て理事会が決定する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和7年5月1日から施行する。